

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を力強く確かなものとするため、引き続き感染防止対策を講じていく必要があります。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年11月30日までの間、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和4年5月27日（令和4年6月1日適用）

（令和4年9月30日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 全ての山梨県民の皆様へ

（1）ワクチン接種

- ① ご自身を守るため、また周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。
- ② 2回目のワクチン接種後5ヶ月を経過した方は、できる限り3回目の接種を受けていただくよう、また4回目の接種対象となる方については、早期の接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。
- ③ 事業者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

- ④ 学校等関係者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の**5歳以上の幼児、児童、生徒**の保護者に対し、ワクチン接種の必要性を説明し、保護者の理解を得た上で接種を受けていただくよう、また大学等においては、学生等に対して早期に接種を受けていただくよう勧奨してください。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない**幼児、児童、生徒**に対して、差別やいじめなどが起きたことのないよう配慮をお願いします。

(2) 日常生活における感染防止対策

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、不織布マスクの着用（別紙1参照）、手洗いや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。
- ② 「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう）を回避するとともに、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を控えてください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、平日の日中にかかりつけ医や医療機関を受診してください。
- ④ 発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる県内在住の方は、令和4年10月31日まで県が行う無料検査事業を活用してください。

(3) 会食における感染防止対策

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。

2 事業者の皆様へ

(1) 事業所等における基本的な感染防止対策

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙2に掲げる施設の管理者は、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ③ 各施設、事業所等においては、別紙3に示す適切な感染防止対策に加え、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。

(2) 人の集まりを減らす取り組みや効果的な換気の徹底

- ① 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施してください。
- ② 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させるなど「広げない」ための対策をしてください。
- ③ 換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効

果的な換気等を実施してください。

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf



(3) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染防止対策

- ① 入所者等利用者が、発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、他の入所者等と接触を避け、できる限り早く医療機関を受診するようにしてください。また、通所において施設を利用する者については、家庭での健康観察において同様に少しでも体調が悪い場合には、利用を控え、医療機関を受診するよう家族等への周知を徹底してください。
- ② 施設職員等について、ワクチンを3回以上接種済みの場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施してください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関を受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ④ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

別紙参照

(4) イベント等の開催における感染防止対策

- ① イベント等の開催については、県が別途示した目安（※）のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。
※5,000人超かつ収容率50%超のイベント等の開催については個別協議とする。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



- ② イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



3 学校関係者の皆様へ

学校教育活動等については、基本的な感染防止対策に加え、特にエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行った上で実施するとともに、特に部活動等については、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、県が別途示すガイドライン等に沿って実施してください。運動時におけるマスクの着用は生徒の健康を最優先にし、県が別途部活動ごとに示す運動時における感染防止対策例等を参考にしながら、必要最小限となるよう状況に応じて工夫してください。
- ② 大学等における部活動や課外活動を行うに当たっては、従来からの感染防止対策に加え、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを実施してください。

4 小学校関係者の皆様へ

- ① 学校設置者の皆様におかれましては、5歳から11歳までの方のワクチン接種が努力義務になったことを踏まえ、所管する小学校が県と協力して、ワクチン接種の必要性について保護者に説明する機会を設けることについて御配意をお願いします。
- ② 小学校の校長の皆様におかれましては、県と協力して、ワクチン接種の必要性を、保護者に説明する機会を設けることについて御協力をお願いします。

5 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めてください。

別紙1 マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

マスク着用については、次の考え方に基づき、取り扱いをお願いします。
なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

○ マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など 感染防止対策を講 じている場合は外 すことも可)	着用の必要は ない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はな い	着用の必要は ない（事例①）	着用を推奨する (事例③)	着用の必要は ない（事例②）

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、
公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着

用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と
接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での運動など、屋外で人とす
れ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

○ 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・2歳未満（乳幼児）は、マスク着用の推奨は行わない。
- ・2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられる。

別紙2 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙3 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避した施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの方向の窓や扉を開けるなど、新鮮な空気を取り込むための換気 ・立ち位置の表示などによる列の間隔の確保 ・テレビ会議やWeb会議などの活用
飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、効果的な換気の実施 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・不特定多数の人が触る箇所など、施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の推進 ・居場所の切り替わり時（休憩室、更衣室、喫煙室等）に感染リスクが高まることへの注意喚起 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の実施

イベント等の開催の目安

令和3年2月12日
(令和4年9月30日改訂)

1 イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」とは、事前予約もしくは当日のチケット販売により、開催時間を指定して、不特定多数に向けて集客する興行等を指します。

2 感染防止安全計画を策定するイベント

「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により感染防止安全計画を策定し、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

人数上限は、収容定員までかつ収容率の上限を100%（大声なし）とすることを基本とするが、同一のイベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

※参加者を事前に把握できない場合でイベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、かつ、収容定員が設定されていない場合で人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時は、安全計画策定の対象とする。

（1）感染防止安全計画に記載すべき事項

必要な感染防止対策（下記4）を具体的に感染防止安全計画に記載。

（2）安全計画の提出期限

主催者は、イベントの開催日の2週間前までに県に提出。

（3）結果報告書の提出

主催者は、イベント終了日から1か月以内を目途に別途定める様式による結果報告書を県に提出。ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告。

3 感染防止安全計画を策定しないイベント

上記2「感染防止安全計画を策定するイベント」以外のイベントについては、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記4）には、次に掲げる（ア）人数上限及び（イ）収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声（注1）での歓声等がないことを前提としうる場合については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については50%とすることを基本とする。なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

（注1）「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例> ・観客間の大聲・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

(2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策（下記4）に加え、大声での歓声等がないことを前提としうる場合にあっては密が発生しない（人と人が触れ合わない）程度の間隔、それ以外のものにあっては十分な人と人の間隔（1m）を確保すること。

4 必要な感染防止対策について（全てのイベント等において実施することが前提）

必要な感染防止対策の担保とは、別紙2に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

※感染防止安全計画の策定を要しないイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者が別途定めるチェックリストにより感染防止策を確認し、Webページ等で公表すること（イベント終了日から1年間保管）。

※対策実施にあたっては、子どもや障害をお持ちの方など、マスクの着用などの感染防止対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮すること（厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害がある方等への理解について」参照）。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外 の区域	人数上限（注2）	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50% のいざれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%（注4） （注5）	大声なし：100% 大声あり：50% （注5）
重点措置 区域	人数上限（注2）	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし （注6）	原則要請なし （注6）
	人数上限（注2）	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) （注7）	5,000人
安全計画策定イベント （注2）	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
 (注2) 収容率と人数上限どちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 安全計画策定イベントでは、**基本的に「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）**
 (注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
 (注6) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

